

平成 26 年度 事業計画について

I 平成 26 年度事業推進の基本方針

平成 26 年度は、本会が平成 11 年 4 月に自主規制に特化して活動を開始してから 15 年目を迎えることとなる。この間、平成 23 年 1 月に商品先物取引法が完全施行され、銀行、証券等の金融商品取引業者が商品先物取引業者の許可を受けて会員になるなどの変化にも対応しながら、商品先物取引業界の社会的信頼の向上のために様々な施策に取り組んできた。その結果、会員のコンプライアンス水準は着実に向上し、近年、苦情等の件数は低い水準となっている。

商品先物取引業界の経営環境をみれば引き続き厳しい状況下にあるものの、自主規制機関に求められる社会的役割は不変であることから、平成 26 年度も本会は①商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定を事業推進の基本方針とし、これに沿って各事業に取り組む。

特に、平成 25 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づく規制環境の変化に注視して的確に対応することとし、平成 24 年 9 月から取り組んできた「コンプライアンス体制確立プログラム」を会員と一体となって着実に実行すること等によって社会的信頼の一層の向上を図る。

II 平成 26 年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

- (1) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 規制改革実施計画に基づく規制の見直しに対応した自主規制ルールの整備
 - ② 商品デリバティブ取引の種類や取引実態を踏まえた自主規制ルールの整備
- (2) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 規制改革実施計画に基づく規制の見直しに対応した適正な商品先物取引業務の確保に向けた指導
 - ② 「コンプライアンス体制確立プログラム」に基づく確認監査の結果を踏まえ、商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の確立に向けた指導
 - ③ 苦情及び紛争の多い会員に対する改善指導
 - ④ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施
 - ② 社内監査の実施体制及び社内監査の結果に関する調査、指導
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- (3) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
- (4) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録等の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 試験問題の見直し
 - ② 受験のためのシラバスの作成
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の開催
 - ② 外務員等の教育教材の制作
 - ③ 内部管理責任者制度の創設の検討

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイトのコンテンツの充実、強化
- (2) 協会の認知度向上策の実行
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ マスコミ報道機関等への情報提供
- (4) 総合的取引所の実現の可能性を踏まえ、金融商品取引業協会との連絡、調整

以 上